6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideo Tokuyama, Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : The Sendai National Government Building No. 1 Annex ⑾ electrical facilities construction

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 16 January 2012

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system 4 : 00 P.M. 1 March 2012 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 1 March 2012 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 1 March 2012)

⑹　Contact point for tender documentation : Yukinori Sugawara, Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15 Futsukamachi Aoba-ku, Sendai-shi. Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2531

○第７号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　仙台第１地方合同庁舎増築棟⑾機械設備工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　宮城県仙台市青葉区本町３―３―１

⑷　建物概要

１）庁舎（増築棟）

構造・階数　鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）、地上16階・地下２階、塔屋２階、延べ面積35,760㎡

⑸　工事内容　上記⑷の建物における暖冷房衛生設備工事を施工するものである。

１）庁舎（増築棟）

工事種目　空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、厨房機器設備、ガス設備、雨水利用設備、機械式駐車設備　新設一式

２）屋外

工事種目　給水設備、排水設備、ガス設備　新設一式

⑹　工期　契約締結日の翌日から平成27年３月13日まで

⑺　使用する主要な資機材　直だき吸収冷温水機（冷凍能力1,583kW　２台）、冷却塔（冷却能力2,940kW　２台）、コンパクト形空気調和機（31台）、受水タンク（ＦＲＰ製30㎥　１基）

⑻　工事実施形態

①　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の適用工事である。

②　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

③　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑼　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

2　競争参加資格

次に掲げる⑴から⑿までの条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年12月22日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から仙台第１地方合同庁舎増築棟⑾機械設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は次に掲げる⑴から⑿までの条件を満たしている単体有資格業者又は経常建設共同企業体（甲型）であること。

なお、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が⑴及び⑻の要件を満たしていること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　単体有資格業者にあっては、平成８年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下、「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、次の㋐から㋓までの全ての要件を満たす建物の暖冷房衛生設備工事の新設をした施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、次の㋓工事種目の「空気調和設備」及び「給排水設備」については同一工事でなくともよい。なお、建築一式工事における施工実績は含まない。

また、当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

㋐　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設

㋑　階　　数　地上11階以上

㋒　建物規模　延べ面積15,000㎡以上

㋓　工事種目　「空気調和設備」及び「給排水設備」（いずれの設備もシステム一式を施工していること）

⑹　本競争の参加希望者が仙台第１地方合同庁舎増築棟⑾機械設備工事特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）の場合は次の①又は②、経常建設共同企業体（甲型）の場合は次の②の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、建築一式工事における施工実績は含まない。

また、当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑事故に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

①　代表者及びその他の構成員は、それぞれが上記⑸の全ての要件を満たす施工実績を有していること。ただし、上記⑸㋓工事種目の「空気調和設備」及び「給排水設備」については、特定ＪＶとして満足していればよい。

②　特定ＪＶの場合は代表者が、経常建設共同企業体（甲型）の場合は構成員のいずれか１社が上記⑸の全ての要件を満たす施工実績を有し、その他の構成員は平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した、次の㋑から㋖までの全ての要件を満たす建物の暖冷房衛生設備工事の新設をした施工実績を有すること。ただし、㋖工事種目の「空気調和設備」及び「給排水設備」については同一工事でなくともよい。

㋑　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設

㋒　階　　数　地上３階以上

㋓　建物規模　延べ面積3,000㎡以上

㋔　工事種目　「空気調和設備」及び「給排水設備」（いずれの設備もシステム一式を施工していること）